

山形県公文書等管理委員会における Web 会議システム利用要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、山形県公文書等管理委員会運営要領（令和2年年4月1日施行）第9条の規定に基づき、山形県公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）における Web 会議システムの利用について必要な事項を定める。

（Web 会議システム利用の可否）

第2 委員長が Web 会議の開催が必要と認めるときは、委員長を含む委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して委員会に出席することができる。

（出席の取扱い）

第3 Web 会議システムによる委員会への出席は、山形県公文書等の管理に関する条例（平成31年3月県条例第14号）第34条第3項及び第4項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（退席の取扱い）

第4 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（Web 会議に出席する場合に確保すべき環境）

第5 Web 会議システムによる委員会への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行い、審査請求に係る調査審議の手続については、出席者以外の者に視聴させてはならない。

（意見陳述等の申出を受けた際の取扱い）

第6 審査関係人から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第75条第1項に規定する意見の陳述の申立てがあった場合その他委員長が認めるときは、審査関係人は、委員長があらかじめ通知した会場において、委員会が準備した Web 会議システムを利用して、意見の陳述をすることができる。

(資料の送付)

第7 Web 会議システムによる委員会への出席者に配布する資料は、委員会当日までに郵送するものとする。ただし、委員長が指定する資料については、当該委員会が終了し次第、速やかに返却するものとする。

(音声の録音及び動画の録画)

第8 Web 会議システムによる委員会への出席者は、委員長の許可なく、音声の録音及び動画の録画をしてはならない。

(Web 会議システム利用者の個人情報の適正管理)

第9 Web 会議システムを利用して委員会に出席する者は、配布する資料の管理や情報セキュリティ対策に十分留意し、個人情報の漏えいその他の個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(費用負担)

第10 Web 会議システムを利用して委員会に出席する場合、それに用いるパソコン等やそれに付属する機器、通信環境は利用者が整備する。また、それに係る整備費用や通信費用その他 Web 会議システムを利用することで生じる費用については、利用者が負担するものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。